

議案第97号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年11月28日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の58.75」を「100分の63.75」に改める。

第30条第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の55」を「100分の60」に、「100分の130」を「100分の140」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	206,300	285,200	326,500	359,500
	2	208,400	287,200	328,300	362,100
	3	210,600	289,100	330,200	364,700
	4	212,800	290,800	332,100	367,300
	5	215,200	292,900	334,000	369,900
	6	217,300	294,700	335,700	372,500
	7	219,500	296,100	337,800	375,000
	8	221,600	297,500	339,600	377,400
	9	224,100	299,300	341,500	379,800
	10	226,200	300,900	343,400	381,700
	11	228,500	302,600	345,400	383,600
	12	230,900	304,200	347,200	385,500
	13	233,000	305,600	349,100	387,700
	14	234,800	307,300	350,800	389,600
	15	236,500	309,100	352,800	391,400
	16	237,900	310,500	354,800	393,400
	17	239,400	311,900	356,800	395,500
	18	241,000	314,200	359,200	397,300
	19	242,200	316,500	361,700	398,900
	20	243,800	318,800	364,200	400,300
	21	245,000	321,100	366,700	402,000
	22	246,000	322,600	368,300	403,500
	23	247,200	324,500	370,200	404,900
	24	248,300	326,400	372,100	406,100
	25	249,600	328,200	373,900	407,400
	26	250,300	330,000	375,500	408,700
	27	251,600	331,600	377,300	410,000
	28	252,800	333,100	378,900	411,300
	29	254,100	334,900	380,500	412,400
	30	255,500	336,400	382,100	413,500
	31	256,500	338,000	383,700	414,600
	32	258,000	339,500	385,300	415,700

33	259,300	341,200	387,000	416,800
34	260,700	342,800	388,400	417,700
35	261,900	344,500	389,900	418,700
36	263,400	346,300	391,000	419,500
37	264,600	347,500	392,000	420,300
38	266,000	349,000	393,200	421,200
39	267,200	350,600	394,300	421,900
40	268,600	352,100	395,100	422,700
41	270,200	353,200	396,000	423,500
42	271,400	354,600	396,900	424,300
43	273,000	356,000	397,900	425,200
44	274,500	357,200	398,700	426,000
45	276,100	358,300	399,400	426,700
46	277,700	359,600	400,000	427,400
47	279,200	360,900	400,800	428,100
48	280,800	362,200	401,500	428,700
49	282,000	363,400	402,300	429,300
50	283,500	364,600	402,900	430,000
51	285,000	365,700	403,600	430,600
52	286,400	366,900	404,400	431,100
53	288,200	368,000	405,100	431,600
54	289,500	369,100	405,900	432,200
55	290,900	370,100	406,700	432,700
56	292,600	371,100	407,400	433,300
57	294,500	372,000	407,900	433,900
58	296,400	372,900	408,600	434,400
59	298,400	373,800	409,200	435,000
60	300,400	374,700	409,900	435,600
61	302,500	375,500	410,500	436,100
62	304,000	376,400	411,100	436,600
63	305,800	377,200	411,700	437,100
64	307,600	377,900	412,300	437,700
65	309,600	378,700	412,800	438,100
66	311,200	379,500	413,300	438,600
67	312,900	380,100	413,900	439,100
68	314,500	380,900	414,500	439,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

69	316,300	381,700	415,100	440,000
70	317,900	382,300	415,600	440,500
71	319,500	383,000	416,200	441,000
72	321,100	383,900	416,800	441,500
73	322,600	384,700	417,300	441,900
74	324,200	385,400	417,900	442,400
75	325,800	386,000	418,400	442,900
76	327,400	386,700	419,000	443,400
77	328,900	387,300	419,400	443,800
78	330,400	387,900	419,900	444,200
79	331,800	388,400	420,400	444,700
80	333,200	389,000	420,900	445,200
81	334,600	389,600	421,400	445,700
82	336,000	390,100	421,900	446,200
83	337,300	390,700	422,400	446,700
84	338,500	391,300	422,900	447,100
85	339,700	391,900	423,300	447,600
86	341,000	392,500	423,700	448,000
87	342,400	393,000	424,200	448,400
88	343,600	393,600	424,700	448,800
89	344,800	394,100	425,200	449,100
90	346,000	394,500	425,600	449,400
91	347,200	395,100	426,100	449,800
92	348,300	395,600	426,600	450,200
93	349,400	396,100	427,000	450,600
94	350,400	396,600	427,400	451,000
95	351,400	397,100	427,800	451,400
96	352,400	397,600	428,200	451,800
97	353,400	398,000	428,600	452,100
98	354,300	398,400	428,900	452,400
99	355,100	398,900	429,300	452,800
100	355,800	399,400	429,700	453,200
101	356,500	399,900	430,100	453,600
102	357,200	400,400	430,500	
103	357,900	400,900	430,900	
104	358,400	401,400	431,300	

105	359,000	401,900	431,600	
106	359,500	402,400	432,000	
107	360,000	402,900	432,400	
108	360,600	403,400	432,800	
109	361,300	403,800	433,100	
110	361,800	404,200	433,500	
111	362,300	404,700	433,900	
112	362,800	405,200	434,300	
113	363,300	405,700	434,600	
114	363,800	406,100		
115	364,300	406,500		
116	364,800	406,900		
117	365,200	407,300		
118	365,600	407,700		
119	366,100	408,100		
120	366,600	408,500		
121	367,100	408,900		
122	367,600	409,200		
123	368,100	409,600		
124	368,500	410,000		
125	368,900	410,400		
126	369,200	410,800		
127	369,600	411,200		
128	370,000	411,600		
129	370,300	411,900		
130	370,500			
131	370,900			
132	371,300			
133	371,700			
134	372,000			
135	372,400			
136	372,800			
137	373,200			
138	373,600			
139	374,000			
140	374,400			

	141	374,700			
	142	375,100			
	143	375,500			
	144	375,800			
	145	376,200			
	146	376,600			
	147	377,000			
	148	377,400			
	149	377,800			
	150	378,200			
	151	378,600			
	152	379,000			
	153	379,300			
	154	379,700			
	155	380,100			
	156	380,500			
	157	380,900			
	158	381,300			
	159	381,700			
	160	382,100			
	161	382,500			
	162	382,900			
	163	383,300			
	164	383,700			
	165	384,000			
	166	384,400			
	167	384,700			
	168	385,100			
	169	385,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		233,100	272,300	295,900	335,200

第2条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

(1) 前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）

1万500円

(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円

第12条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第27条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の70」に、「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の63.75」を「100分の61.25」に改める。

第30条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の140」を「100分の135」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和6年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和6年12月1日
- 3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日

までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第11条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「9,500円」とする。
- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第11条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「1万円」とする。
- 8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の手当を

支給するものとする。

(1) 令和7年度 4,000円

(2) 令和8年度 2,000円

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

幼稚園教育職員の給与を改定する必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額</p>

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の140）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 略

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～7 略

第2条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一</u></p>

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1 人につき当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第 1 号に該当する扶養親族
(以下「扶養親族たる子」とい
う。) 1 万 5 0 0 円
- (2) 前項第 2 号から第 5 号までに該
当する扶養親族 6, 0 0 0 円

4 略

第 1 2 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した 2 者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める 2 者間の関係をいう。) の相手方

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1 人につき当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第 1 号及び第 3 号から第 6
号までに該当する扶養親族 6, 0
0 0 円
- (2) 前項第 2 号に該当する扶養親族
(以下「扶養親族たる子」とい
う。) 9, 0 0 0 円

4 略

第 1 2 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 略
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2～4 略

(期末手当)

第27条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の125を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第30条 略

- (1) 略
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2～4 略

(期末手当)

第27条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の130を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の112.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の135）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。

4～7 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の140）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 略

給与改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容									
給料表	別表第1 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（11,029円、2.89%）を解消するため、給料月額を引き上げる。									
扶養手当	配偶者等及び子に係る手当額（月額）									
		現行			経過措置			令和9年度		
					令和7年度		令和8年度			
	配偶者等	6,000円			4,000円		2,000円		廃止	
子	9,000円			9,500円		10,000円		10,500円		
期末手当 及び 勤勉手当	職員の支給月数									
		現行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.20	1.125	2.325	1.20	1.125	2.325	<u>1.25</u>	<u>1.175</u>	<u>2.425</u>
	12月期	1.20	1.125	2.325	<u>1.30</u>	<u>1.225</u>	<u>2.525</u>	<u>1.25</u>	<u>1.175</u>	<u>2.425</u>
	合計	2.40	2.25	4.65	<u>2.50</u>	<u>2.35</u>	<u>4.85</u>	2.50	2.35	4.85
	管理職員の支給月数									
		現行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.025	1.30	2.325	1.025	1.30	2.325	<u>1.075</u>	<u>1.35</u>	<u>2.425</u>
	12月期	1.025	1.30	2.325	<u>1.125</u>	<u>1.40</u>	<u>2.525</u>	<u>1.075</u>	<u>1.35</u>	<u>2.425</u>
	合計	2.05	2.60	4.65	<u>2.15</u>	<u>2.70</u>	<u>4.85</u>	2.15	2.70	4.85
	定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）の支給月数									
		現行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.675	0.55	1.225	0.675	0.55	1.225	<u>0.70</u>	<u>0.575</u>	<u>1.275</u>
12月期	0.675	0.55	1.225	<u>0.725</u>	<u>0.60</u>	<u>1.325</u>	<u>0.70</u>	<u>0.575</u>	<u>1.275</u>	
合計	1.35	1.10	2.45	<u>1.40</u>	<u>1.15</u>	<u>2.55</u>	1.40	1.15	2.55	
定年前再任用短時間勤務管理職員（暫定再任用管理職員を含む。）の支給月数										
	現行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)			
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.5875	0.6375	1.225	0.5875	0.6375	1.225	<u>0.6125</u>	<u>0.6625</u>	<u>1.275</u>	
12月期	0.5875	0.6375	1.225	<u>0.6375</u>	<u>0.6875</u>	<u>1.325</u>	<u>0.6125</u>	<u>0.6625</u>	<u>1.275</u>	
合計	1.175	1.275	2.45	<u>1.225</u>	<u>1.325</u>	<u>2.55</u>	1.225	1.325	2.55	
施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 第1条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和6年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 第2条による扶養手当並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和7年4月1日から施行する。 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができること等とする。 扶養手当に係る改正について、必要な経過措置を設ける。 									